

3条許可申請書類一覧表

1 許可申請書-----所定の様式

2 添付書類

① 申請地の土地の登記事項証明書(3ヶ月以内・原本)-----法務局社支局

② 地籍図(字限図・原本)-----法務局社支局

※隣接地の地番が確認できるように取得してください。

隣接地が「地区外」と記載される場合はその土地の地籍図も取得してください。

※原本は書き込みはせずにご提出ください。

③ 地籍図の写し(②地籍図の写し)

→図内に道路、水路、申請地と隣接地の地番、地目を記入

④ 位置図(住宅地図の写しに位置を表示)

⑤ 固定資産税名寄帳(譲受人が固定資産を所有する場合)-----市役所税務課

⑥ 賃貸借契約書または使用貸借契約書(経営移譲年金のための貸借の場合は10年以上の契約が必要)

⑦ 営農計画書(譲受人が新規就農または小野市で初めて耕作される市外在住者の場合)

⑧ 確約書(譲受人が新規または申請地の町で耕作するのが初めての方)

※小野市民の方でも申請地の町で初めて耕作する場合は必要です。

⑨ その他参考資料

※ 小野市民の譲受人が小野市外の農地を耕作している場合

1 3条証明願(小野市外で営農している場合)

2 農家台帳の原本証明(小野市外で営農している場合)

※ 譲受人が小野市外に在住の場合(上記書類に追加)

1 住民票の謄本

2 営農計画書

3 確約書

4 3条証明願(小野市外で営農している場合)

5 農家台帳の原本証明(小野市外で営農している場合)

6 通作距離のわかる書類

原則15km以内・1団地30アール以上の場合は30km以内

※地籍図(公図)は、「登記情報提供サービス」で取得した不動産登記情報(地図・図面)を印刷したものに、図面情報に相違ない旨、情報を入手した者の住所、氏名を記載し押印したのもでも可。

※営農計画書が必要な方は、3条申請の前に原則農地相談(奇数月の第2水曜日)で農業委員、農地利用最適化推進委員との面談が必要です(事前予約制)。